

世田谷区告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 46-19

2 変更の区間

(1) 世田谷区桜上水五丁目466番4の内

(2) 世田谷区桜上水五丁目466番4の内

3 変更の区域

(1) 延長 8.42メートル

幅員 0.17メートルから0.19メートルまで

面積 2.94平方メートル

(2) 延長 16.97メートル

幅員 0.05メートルから0.32メートルまで

面積 3.14平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月16日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 桜上水五丁目34番

